

開 議

○鈴木富美子議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、寒河江 忠農業委員会会長から本日の会議を早退させてほしい旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

平 進介議会運営委員長。

(平 進介議会運営委員長登壇)

○平 進介議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2月27日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第2号に反対1名、賛成1名、議案第16号に反対1名、賛成1名、請願第1号に反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案2件、人事案件1件、諮問3件、議会案3件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、そ

れぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申合せにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査について発議いただき、表決を行います。

全日程終了後、市長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○鈴木富美子議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第16号 長井市特別職の指定等に関する条例の設定について外24件

○鈴木富美子議長 日程第1、議案第16号 長井市特別職の指定等に関する条例の設定についてから、日程第25、議案第10号 令和7年度長井市下水道事業会計予算までの25件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○鈴木富美子議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木一則総務常任委員長。

(鈴木一則総務常任委員長登壇)

○鈴木一則総務常任委員長 令和7年3月市議会

定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月7日に開催し、委員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第16号 長井市特別職の指定等に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、高度な行政課題に対応し、重要施策の実現と円滑な市政運営を確保することを目的とした特別職を新たに指定するため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、任期2年の根拠はとの質疑がなされ、総務課長からは、重要事業の精査及び折衝、また後継者の育成等を含め2年間と設定したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、再任を妨げないと規定されているが、期限を区切ることはできないかとの質疑がなされ、総務課長からは、原則2年である。どうしても必要な場合には、再任を考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、参与と特別職の仕事の違いはあるかとの質疑がなされ、総務課長からは、参与は再任用であり、部門の調整役で決裁権がない。また、特命業務の渉外折衝などで、特別職は責任の重みも含めて、違いがあると考えているとの答弁を受けたところであります。

総務参事からは、今回の特別職は、市長の政策秘書という形で、一般職と市長の間に入り、市長の業務を支えるポジションと考えている。駅前開発、都市再生整備計画、立地適正化計画や財源の確保など重要施策の実現のため、重要な2年間という位置づけで提案させていただいたとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、行政の複雑化、多様化など課題が多い中、能力ある職員もいると思うが、人材育成の研修の在り方はどう考えている

かとの質疑がなされ、総務参事からは、今回の特別職の任務は、職員研修で引継ぎができるものでなく、個別に対応していくしかないと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、専門家を育てるために、個人の能力に合わせた人材育成に今後取り組んでいただきたいと思うがどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、人材育成については、全体を底上げする研修を行ってきたが、その能力に応じた育成、研修も含めて検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、今後、都市再生整備事業や市街地開発事業など大きな事業を控え、調整や交渉などの役割を果たす人材は必要と考える。次の人を育てる機会を多く設けて、人を育ててほしい。考え方には賛成するが、次を担う人が育たないことが懸念されることから、今の段階では、議案に賛成することは難しいと考える。今後の人材育成の提案に期待したいとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、可否同数であったため、長井市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長の決するところにより否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に設定について申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市政の防災力強化及び消防団との連

携をより強固なものとすることを目的に、課の新設を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、課になることで、日常業務はどう変わるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、通常業務に関しては、今までと変わらないが、新たに関係部署との調整が多くなるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、消防団との連携を強化する取組はとの質疑がなされ、総務課長からは、課の新設により、消防署や消防団と業務の連携が直接かつ迅速にできると考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、仕事と生活の両立支援の拡充による関係法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正を踏まえ、給料表の改定等所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○鈴木富美子議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結

いたします。

それでは、日程第1、議案第16号 長井市特別職の指定等に関する条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号13番、平 進介議員。

（13番平 進介議員登壇）

○13番 平 進介議員 議案第16号 長井市特別職の指定等に関する条例の設定について、反対の立場で討論いたします。

本条例の設定について、以下の点で問題があると考えます。

1つ目は、議会の同意が不要である点です。本条例案では、特別職として戦略監及び技監を設置することが提案されておりますが、これらの任命には議会の同意が不要とされております。この職は常勤の特別職であり、市民に直接責任を負うべき市政運営の要職にあるにもかかわらず議会のチェック機能が及ばないことは、民主的な市政運営の観点から、大いに問題があると考えます。議会が関与しない人事は、市民の理解を得にくく、透明性や説明責任の確保が困難になります。

2つ目は、これまでの行政運営との整合性が取れない点です。これまで、本市は、特別職を設置することなく、着実に行政運営が行われてまいりました。行政課題が高度化しているためとの説明がありましたが、現行の組織体制においても、職員の知識や経験を十分に活用することで必要な業務遂行は可能であると考えます。ゆえに、新たな特別職を設置する必然性は見受けられません。本条例は、現職員が65歳を迎えることを理由に提案されております。このような再任に依存するような仕組みは望ましくありません。むしろ行政運営の新陳代謝や、若手職員の登用を積極的に促進していくべきと考えます。特定の職員を登用するために特別職を設置するという手法は、行政運営の公平性や公正さ

を大きく損なうという懸念があります。

3つ目は、財政的負担の問題です。給料月額49万円、期末手当3.45月分、寒冷地手当、退職手当が支給されることで、市の財政に新たな負担が生じます。退職手当を含む1人当たりの人件費は、年間1,000万円相当となります。財政状況が厳しい中で、こうした負担の増加は、市民サービスの低下や他の重要事業の予算圧迫につながる可能性があります。

4つ目は、恣意的な人為が可能となる点です。本条例が成立すれば、職員だけでなく、市内外から戦略監及び技監を任命することが可能となる条例となります。人選の基準が不明確なままでは、行政の公平性や信頼性に疑念が生じる可能性があります。人事の公平性を担保するためにも、議会の関与は不可欠であります。

5つ目は、市民の理解が得られにくい点です。職員が65歳に到達することなどに伴い、当該職員を戦略監や技監として任命するとの説明は、市民にとって理解が得られにくいものと考えます。新たな特別職の設置は、市政にとって真に必要なものかどうか、十分な説明と市民の納得が不可欠と考えます。

以上の理由から、私は、本条例案に反対いたします。特別職の設置に頼るのではなく、既存の行政組織の中で人材育成や職員配置の見直しなどを行い、柔軟かつ効率的な行政運営を目指すべきと考えます。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ、反対討論いたします。

○鈴木富美子議長 次に、議席番号3番、勝見英一朗議員。

(3番勝見英一朗議員登壇)

○3番 勝見英一朗議員 政新長井の勝見です。

議案第16号 長井市特別職の指定等に関する条例の設定についてに関し、賛成討論をいたします。

まず、特別職の設定が法に基づくものかどうかですが、地方公務員法第3条第3項第4号に

基づき指定するもので、法規にのっとった設定であると理解いたしました。

次に、その必要性についてですが、大きく2点あると考えております。

1つは、本市が現在、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画の進展や、本市の掲げる多様性を認めるまちづくりなど、ハード、ソフト両面で国や国内外の省機関、あるいは個人との緊密な協調が求められる状況にあることです。率直に言えば、国の補助事業などでいかに効果的な支援につなげていくか、その手腕が求められる状況にあるということです。国との関係を例に取れば、事業を効果的に行うためには、関係省庁の政策判断権限のある方との交渉や調整が必要になるということで、それは主に市長、または副市長が担う役割ではあるものの、市長が市を離れることには、おのずと限度は出てまいります。それを補うために、市長を補佐し、一定の権限を持って関係部局と折衝できる、そういう職を置くことは理解できます。このたびの議案は、そのための特別職の設定であると理解いたしました。

もう一つは、自治体のみならず、民間も含めて人材をどう生かすかは、今後の日本社会の大きな課題であるということです。人口減少社会の最大の課題は、税の減収などよりも、人材が不足していくところにあります。これからは、一人一人の能力を最大限生かせる仕組みづくりが欠かせません。それは一般社会もそうですし、行政においても同様と考えます。このたびの特別職もその考えに基づいて設定されるものと理解いたしました。これまでの当局の説明においても、ここ数年の重要局面に際し、個人の能力を発揮していただくための設定であること、恒久的な設定ではないことを言われました。であれば、特別職の設置には同意できると考えております。

以上の理由により、議案第16号 長井市特別

職の指定等に関する条例の設定についてに賛成いたします。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○鈴木富美子議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

議案第16号について、総務委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

再度申し上げます。原案について採決いたします。

議案第16号について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○鈴木富美子議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてから、日程第5、議案第20号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの4件について、討論の通告はありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第18号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第19号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第20号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○鈴木富美子議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

渡部正之文教常任委員長。

(渡部正之文教常任委員長登壇)

○渡部正之文教常任委員長 令和7年3月市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました請願1件について、審査いたしました経過